

自主管理事業における廃プラスチック類の処理状況の把握について

○ プラスチック資源循環法上の排出事業者の責務

プラスチック資源循環法では、排出事業者がプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を実施する際には、必要な事情に配慮した上で、可能な限り、①排出を抑制する、②適切に分別する、③再資源化を行うことができるものは再資源化を行う、④再資源化ができないものでも、熱回収を行うことができるものは、熱回収を行う、という優先順位に従うこととされています。

※ 排出事業者…事務所、工場、店舗等で事業を行う多くの事業者（小規模企業者等を除く）

○ 「排出事業者の判断基準命令」に基づく排出の抑制・再資源化等に係る目標設定、公表等

プラスチック多量排出事業者…前年度におけるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量が250トン以上である排出事業者

- ▶ 排出の抑制及び再資源化等に関する目標を定め、これを達成するための取組を計画的に行う
- ▶ 毎年度、前年度の排出量及び目標の達成状況に関する情報をインターネット等で公表するよう努める

排出事業者（プラスチック多量排出事業者を除く。）

- ▶ 毎年度、前年度の排出量と、排出の抑制及び再資源化等の状況に関する情報をインターネット等で公表するよう努める

○ 自主管理事業での報告

自主管理事業の中で、プラスチックの再資源化等の詳細の報告を求めることにより、各排出事業者はマテリアル・ケミカル・熱回収・その他の割合を自ら把握することとなり、再資源化及び熱回収等の現状を把握し、プラスチック資源循環法の要請に応えることとなります。



○ 様式の改正

令和7年度の報告から、様式3（産業廃棄物処理計画実施状況報告書）を改正し、廃プラスチック類の再生利用の項目をマテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル、燃料化、その他に区分します。

（裏面参照）

令和7年度の提出より

「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」 (様式3)の様式が変わります

- 廃プラスチック類の処理フローの変更 -

自主管理事業における廃プラスチック類の処理状況（再資源化等）の現状を把握するため、令和7年度提出より（様式3）別紙処理フローの「⑧ 自ら中間処理した後再生利用した量」、「⑫ ⑩のうち再生利用業者への処理委託量」は、次の4つへ振り分け記載してください。

【例】

ア マテリアル	①プラ原料化 ②プラ製品化
イ ケミカル	①原料・モノマー化 ②高炉還元剤 ③コークス炉化学原料化 ④ガス化・油化（RPF ガス化含む）（化学原料としての利用）
ウ 燃料化	①固形燃料化（RPF 化など） ②セメント原・燃料化（セメント精製過程における燃料使用のみ） ③ガス化・油化（燃料としての再生）
エ その他	焼却して、焼却灰を路盤材等に再利用する場合等に入力してください。

【参考】以下は、（様式3）「産業廃棄物処理計画実施状況報告書（前年度実績）」の「廃プラスチック類」別紙処理フローを抜粋したものです。

※別紙処理フローの変更は「廃プラスチック類」のみとなります。

